

# 提出内容

---

受付番号： 185001134000000024  
提出日時： 2020年12月21日18時(43分)

---

案件番号： 185001134  
案件名： 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」に関する意見募集の実施について  
所管省庁・部局名等： 文化庁著作権課 電話：03-5253-4111（内線4824）  
意見・情報受付開始日： 2020年12月4日16時  
意見・情報受付締切日： 2020年12月21日23時

---

郵便番号： -  
住所：  
氏名： （一社）情報科学技術協会 著作権委員会  
連絡先電話番号： 03-6222-8506  
連絡先メールアドレス： infosta@infosta.or.jp

---

## 提出意見：

1. 個人/団体の別を御選択ください。  
02 団体
2. 氏名/団体名を御記入ください。（※団体は回答必須）  
（一社）情報科学技術協会 著作権委員会
3. 電話番号を御記入ください。（※団体は回答必須（エラーとなる場合は未記入で構いません））  
03-6222-8506
4. メールアドレスを御記入ください。（※団体は回答必須）  
infosta@infosta.or.jp
5. 御意見について

### （1）総論（第1章 問題の所在および検討経緯を含む）

主にわが国の科学技術情報の流通・利用にかかわる立場から意見を申し上げます。

中間報告に引用の「知的財産推進計画2020」中に記載されている「研究目的の権利制限規定の創設」に関する検討、結論、必要な措置、については是非ご検討をお願い致します。日本の科学研究がグローバルな動きから取り残されて行く事を懸念します。

法制度小委員会の名簿によれば委員は法学者・法学専門家のみで構成されている様に見受けられます。著作権の問題は権利者と利用者との連携協力無しでは何

---

# 提出内容

---

の対策も講じられない事になりかねません。また著作権者かつ利用者でもある研究者や、利用を仲介する立場が中心となる図書館等の実務に対する配慮と認識も必要だと思います。ヒヤリングでは利用者側の声も積極的に取り込んで頂く様に、お願いしたいと思います。

本中間報告で、個々の利用者（研究者自身も含む）への送信可能化は評価すべきとしても、現況の対権利者財政的保護を優先させている感が強く感じられ、諸外国に対して遅れがちな電子化・デジタル化の推進やネットワーク対応として必ずしも十分とは言えない様に思えます。

法制度小委員会として制度設計を急ぐ事の大切さは理解できなくもありませんが、新たな補償金の額も試算し、現在の運用実態をどの様に変える効果が期待できるものか、そして改善後の運用に伴い増大するであろうコストが何処で発生するのかなど、先の見通しをシミュレーションする事によってのみ、社会全体から受け入れ可能で適切に運用出来かつ、現権利者に期待される学術情報流通促進への改善改革努力との、バランスある利害調整が図られる事と考えます。

「絶版等資料」を「入手困難資料」と呼び代える事はそれなりに評価出来ると思います。他方、研究目的の学術情報（中でも自然科学情報）がスピーディーかつタイムリーに入手出来ない事は学術発展の致命傷にもなりかねません。研究目的「入手困難資料」は、「個々の研究者が何処（家庭でも、研究室でも）にしようとも、必要に応じてタイムリーな入手可能状態には無い資料」と呼び変えでもした方が、逆説的には正しいのでは無いかとすら感じています。電子化・デジタル化されてこそ、現代の科学研究情報源とすら言えると考えられます。ニーズに応えられる流通

が図られず、補償金支払いが必要な入手困難資料は流通されず、科学研究の成果を発表する場とはならなくなる事も考えられます。